

超高齢社会!!

任意後見契約で安全・安心な 老後の生活を送りましょう

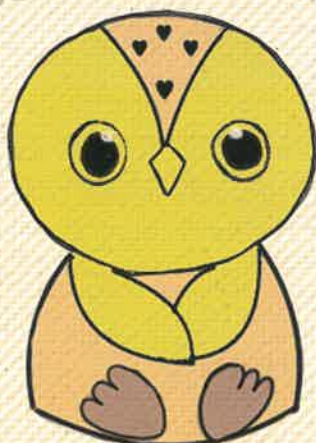
年のせいか、
判断能力が
衰えたなあ…

契約がうまく結べるかなあ…

不動産の管理や
預貯金の出し入れを
自分でやるのが
大変…



今後の生活に
不安はありませんか?



あなたに代わって、

財産管理や契約を結んでくれる人を選んで
任せれば安心です。

これが、**任意後見契約**です。

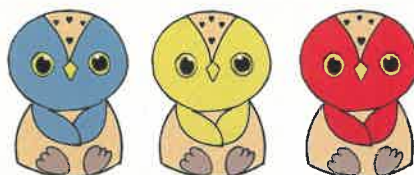
ミネルヴァくん

プロフィール

サクラ公証役場に勤務する公証人の「花野かおり」先生が
大事にしているフクロウです。

【誕生日】10月1日(法の日) 【性別】男 【年齢】7歳

【趣味】黄昏の散歩(ヘーゲル「法の哲学」より)





任意後見契約 Q&A



Q1 任意後見契約とはどのような契約ですか。

A 判断能力がないと金融機関が判断した場合、預貯金口座が凍結されることがあります。すると、生活費、介護費用、入院・入所費用がおろせなくなります。その対策として、「任意後見契約」が有効です。任意後見契約と言うのは、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、ご家族等の信頼できる人に**後見人**になってもらう契約です。これで、安心・安全な老後の生活が送れます。



Q2 後見人は何をするのですか。

A 金融機関の預貯金の出し入れ、施設の入所契約、不動産の売却、賃貸物件の管理及び建て替えなどを、**あなたに代わって契約します。**



Q3 なぜ必要なのですか。

A 財産管理は家族に任せているので、「その必要はない」とお考えではありませんか。いざ、正式な契約を結ぼうとすると、法律上の権限のない家族では、相手にされません。やはり、正式な契約では、**法律上の権限が必要なのです。**



Q4 手続は大変ですか。

A あなたと後見人になる方の住民票、戸籍謄本及び印鑑登録証明書があれば**契約書の作成は難しくありません。**公証人は法律のプロですし、経験が豊富です。なお、法令に基づく手数料がかかります。諸費用と合わせて3~4万円が一般的ですが、内容によって金額は異なります。手数料についても、公証人が丁寧にご説明します。



お気軽に公証人に相談して下さい。

日本公証人連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2大同生命霞が関ビル5階

(公証役場照会用電話) TEL 03-3502-8050 FAX 03-3508-4071

相談は
無料です。